

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規則	五七
○福島県立テクノアカデミー条例施行規則の一部を改正する規則	五七
○福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則	五七
告示	五七
○県営土地改良事業計画を変更した件	五七
○保安林の指定を解除する件	五七
公告	五八
○一般競争入札を行う件	五八
○落札者を決定した件	五八

規 則

福島県立テクノアカデミー条例施行規則の一部を改正する規則及び福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年九月二十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第六十三号

福島県立テクノアカデミー条例施行規則の一部を改正する規則

福島県立テクノアカデミー条例施行規則（昭和四十四年福島県規則第百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（産業人材育成課）

福島県規則第六十四号

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則（平成九年福島県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表福島県営柴宮団地の項中「四十七号棟まで」を「四十六号棟まで、四十七号棟の一号室から十号室まで及び十二号室から三十号室まで」に、「三十五号室、三十七号室及び四十号室」を「及び三十五号室」に改め、「四十九号棟」の下に「の二号室、三号室、五号室、六号室、八号室、九号室、十二号室、十三号室、十五号室、十七号室、十九号室、二十一号室から二十四号室まで、二十八号室及び二十九号室、五十号棟」を、「及び三十二号室」の下に「、四十七号棟の十一号室」を加え、「三十六号室、三十八号室及び三十九号室」を「及び三十六号室から四十号室まで、四十九号棟の一号室、四号室、七号室、十号室、十一号室、十四号室、十六号室、十八号室、二十号室、二十五号室から二十七号室まで及び三十号室」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。

（建築住宅課）

告 示

福島県告示第六百二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、金沢・北泉地区に係る県営農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業（経営体育成型））を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年九月二十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十九年九月二十五日から
同 年十月十六日まで（二十二日間）

三 縦覧の場所

南相馬市役所

（農村計画課）

福島県告示第六百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年九月二十二日

- 一 解除に係る保安林の所在場所
いわき市四倉町上仁井田字東山一三四の四六から一三四の五一まで
- 二 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

公 告

(森林保全課)

福島県知事 内 堀 雅 雄

公告第196号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県河川流域総合情報システム機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成29年 9月22日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 福島県河川流域総合情報システム機器 一式（据付け、調整、機器保守等一式を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び特記仕様書による。
- (3) 賃貸借期間 平成30年3月1日から平成35年2月28日まで
- (4) 納入場所 入札説明書及び特記仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 当該物品又はこれと同等程度の機能及び規模を有する物品について、貸与した相当期間の実績があり、かつ、確実に実行できる者であること。

- (5) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。
- (6) 当該物品の導入及び保守に係る業務を行う際に、技術者を管理する技術責任者（入札者本人又は入札者の正規職員）1名を置き、その指示の下に作業を行うことができる技術者（オペレーティングシステムの設定を行ったことがある者及びLAN又はWANの構築を行ったことがある者それぞれ1名以上）を配置できる者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)及び(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成29年10月11日（水）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日午後5時までに必着とする。
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県土木部土木総室土木総務課
電話024-521-7456
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において、平成29年9月22日（金）から同年10月11日（水）まで（土曜日、日曜日及び同月9日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札説明書等の配布
次により、入札説明書、特記仕様書、申請書等を配布する。
(1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
(2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
(3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙300枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成29年10月5日（木）午後5時までに必着で請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等
(1) 日時 平成29年11月1日（水）午後1時30分
(2) 場所 福島県庁本庁舎1階土木総務課分室（福島県福島市杉妻町2番16号）
(3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成29年10月31日（火）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。
- 7 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に闕し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 その他
(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
(4) 契約書作成の要否 要
(5) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased : Computer servers and Peripherals for River And Rain Integrated Information System For Flood Control in Fukushima I set(including installation, adjustment & maintenance services)
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 1:30p.m., 1 November 2017
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00p.m., 31 October 2017
- (4) Contact point for the notice : General Affairs Division, Public Works Section, Public Works Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7456

(土木総務課)

公告第197号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成29年9月22日

福島県知事 内堀 雅雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
ドローン用空域モニタリング装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成29年8月29日
- 4 落札者の氏名及び住所
長野日本無線株式会社 長野県長野市稲里町1163番地
- 5 落札金額
102,600,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成29年7月14日

(入札用度課)